

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

## 報道取材情報（沼津市）

令和元年 12 月 13 日（金）発表

名称等 沼津市空家等対策計画（案）の市民説明会及びパブリックコメントを実施します。

担当 都市計画部 まちづくり指導課

直通 055-934-4766 内線 2549

### 1 内容

本市では人口減少・少子高齢化の進展等、社会情勢の変化により、空き家が増加しています。空き家が増加すると、近隣住民への悪影響や将来のまちづくりに影響が出るなど、様々なことに支障をきたすことが想定されます。このことから、本市の空き家対策の基本的な方針を定めるとともに、空き家対策を総合的に実施することを目的とした「沼津市空家等対策計画（案）」をまとめました。

この対策計画（案）について、内容を広く市民へ周知するために市民説明会を開催します。また市民の皆さんの意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

### 2 説明会

日時 令和2年1月15日（水曜日） 14時00分～

場所 沼津市民文化センター 大会議室（沼津市御幸町15-1）

#### 参加について

どなたでも参加できます。参加を希望する方は、開始時刻の30分前から会場入口で受付をしてください。

#### 取材について

説明会は撮影可能です。

会場前で受付し、開始時刻の5分前までに入场してください。

#### その他

説明会当日の説明資料や意見交換の内容等につきましては、後日、市ホームページ上にて公開します。

### 3 パブリックコメント

令和元年12月23日（月曜日）～令和2年1月22日（水曜日）

※多くの市民の方に周知いただきたくため、告知等ご協力願います。

# 沼津市空家等対策計画（案）【概要版】

## 背景と目的

人口減少・少子高齢化の進展等、社会経済情勢変化により本市の空き家が増加している状況から、近隣住民への悪影響や将来のまちづくりに影響が出ることが懸念されるため、本市の空き家対策の基本的な方針を定めるとともに、空き家対策をより効果的に実施することを目的とした計画です。

**計画対象** 空家法第2条第1項に定義されている「空家等」を対象とし、その中でも一戸建ての住宅を主な対象とします。

**計画期間** 令和2年度から令和7年度までの6年間とし、社会情勢などに合わせ見直しを行うこととします。

## 1 空家等に関する本市の現状

本市の人口は一貫して減少傾向を示しており、今後も減少傾向が続くと予測されています。一方、単身高齢者世帯の増加に伴い、総世帯数は増えており、中でも持ち家で暮らす単身高齢者世帯については急激に増加しています。

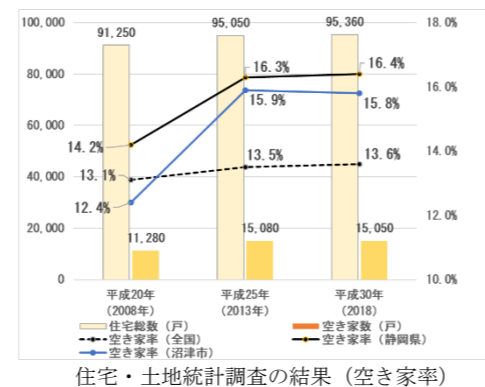
平成30年度の住宅・土地統計調査の結果によると、本市の空き家率は全国平均13.6%に対し、2.2%高い15.8%となっています。昨年度実施した実態調査の結果によると、本市には1,363戸の空き家が存在しており、うち194戸について管理が不全な状態の可能性があることがわかりました。



まだ使用できる空家等



倒壊のおそれのある空家等



## 2 空家等に関する本市の課題と取組段階

本市の社会情勢や統計調査、実態調査の結果などを検証した結果、本市の空家等に関する問題点及び取り組むべき課題は以下のとおり整理できます。

### 本市の社会情勢から

- 人口が減少しています。
- 居住者の高齢化が進行しています。

### 本市の住宅情勢から

- 空家等所有者が高齢化しています。
- 空家等の相談件数が増加しています。
- 空家等の分布に地域的な偏りが見られます。

### 【課題と取組段階】

	空家化前	空家等 適正管理	空家等 管理不良
1. 人口減少に伴って生じる住宅の余剰ストックについて、利活用や解体などを支援する取組が必要です。	○	○	○
2. 住宅の耐震化やリフォームを促進し、良質な住宅ストックを維持するための取組が必要です。	○	○	○
3. 居住者への空家等に関する問題意識の啓発を行うことに加え、相続に伴う空家等の発生を抑制する取組が必要です。	○	○	○
4. 自力での管理が難しい所有者への管理代行サービスをはじめとした、適切な維持管理を促進する取組が必要です。	○	○	○
5. 空家等の実態調査を定期的実施し、空家等の実態を把握した上で、適正管理に向けた支援制度や、相談体制の整備が必要です。	○	○	○
6. 市街地や沿岸部、山間部において、それぞれの地域・地区まちづくりや防災対策等の計画に即した空家等対策が必要です。	○	○	○

## 3 目標と基本的な方針

### 目標 『総合的な空家等対策による生活環境の保全と安全安心な暮らしの実現』

#### 基本的な方針1

##### 「管理状態に応じた空家等対策の推進」

空家等の対策は、その状態に応じて手段、内容等が異なるとともに、空家等になる前から管理状態の悪化しているものも多くあることから、空家等の状態や管理状況に応じた対策を推進します。

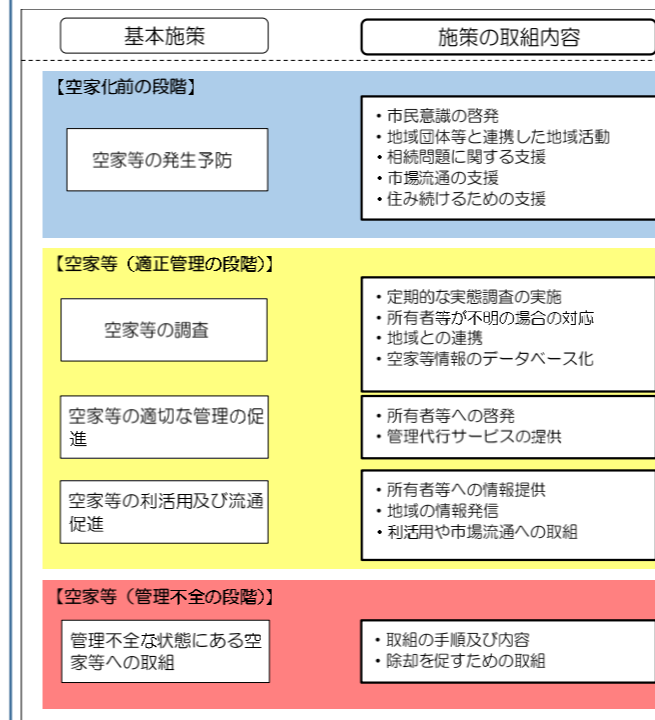
#### 基本的な方針2

##### 「所有者等、地域、関係団体、行政による連携・協働による空家等対策の推進」

空家等の課題は、所有者等だけで解決できるものばかりではないことから、所有者等と地域、関係団体、行政の連携・協働により、空家等の対策を推進します。

## 4 管理状況に応じた空家等対策の取組

空家等の状況に応じた取組内容を下図のとおり実施いたします。



空家等の発生予防段階では、市民意識の啓発や、住み続けるための支援を実施いたします。また、空家等の定期的な実態把握のための調査を実施し自治会や関係団体とともに、適正な管理の促進や利活用、移住定住施策などを実施いたします。

一方、管理が不十分な空家等については、法や条例に基づく指導等を行っていくほか、国の補助制度等を活用し、空家等の解体支援の検討をいたします。

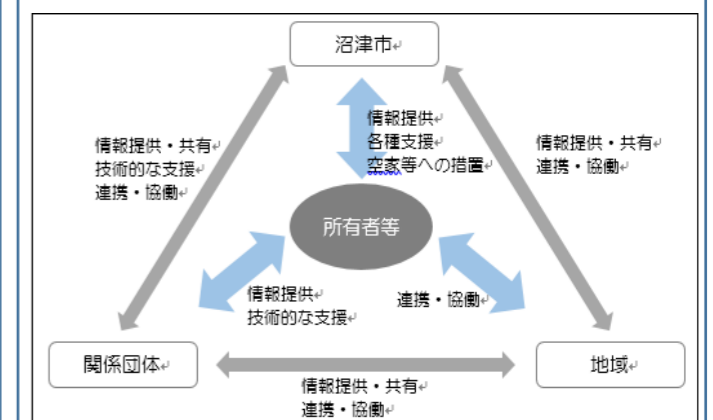
## 5 空家等対策の連携・協働の取組

本市の空家等対策の実効性を高めるとともに、施策の効率的・効率的に遂行するために、庁内体制を整理し、相談体制を整備いたします。

市民からの空家等に関する相談の増加を受け、ワンストップ相談窓口を設置するとともに、庁内で共有のデータベースの整備を行います。

また、関係団体との連携・協働体制の整備も併せて行うことで、空家等の発生抑制はもとより、所有者への必要な支援体制の構築を行います。

空家等所有者の中には、制度や方法がわからず、空家等の処分に困っている方も多くいることから、関係団体による相談会を定期的実施して、所有者への情報提供や協働体制の構築を目指します。



所有者と地域、関係団体、沼津市による連携イメージ